


七、[第3条第1項第5号](#)（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）

極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

1. 仮名文字（変体仮名を含む。）1字、1本の直線、波線、輪郭として普通に用いられる△、□、○、◇、※、♡、月桂樹若しくは盾の図形、又は球、立方体、直方体、円柱、三角柱の立体的形状等は、本号の規定に該当するものとする。
2. (1) ローマ字の1字若しくは2字からなるとき、ローマ字の1字にその音を仮名文字で併記したとき、又は、ローマ字の1字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当するものとする。
(2) ローマ字の2字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当しない。ただし、ローマ字が商品又は役務の記号・符号として普通に使用される商品又は役務については、この限りでない。
(3) ローマ字の2字を「-」で連結したとき、又は、ローマ字の1字若しくは2字に「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」を付した場合において「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」がそれぞれ「Company」、「Limited」若しくは「株式会社」を意味するものと認められるときは、本号の規定に該当する。ただし、ローマ字の2字を「&」で連結したときは、この限りでない。
(4) ローマ字の2字を、例えば、のように、モノグラムで表示したときは、本号の規定に該当しない。
3. (1) 数字は、原則として、本号の規定に該当する。
(2) 1桁又は2桁の数字から生ずる音を、例えば「ワンツウ」、「トウエルブ」、「じゅうに」のように表示したとき、又は、これらに数字を併記したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
(3) 3桁以上の数字から生ずる音を仮名文字で表示したときは、次のように取り扱うものとする。

(イ) 本号の規定に該当する例

「ワンハンドレッド アンド トウエンテイスリー」

「ヒヤクニジュウサン」

(ロ) 本号の規定に該当しない例

「ワン ツウ スリー」

4. 簡単な輪郭内に、上記1.、2.の(1)及び(3)、並びに3.の(1)、(2)及び(3)

(イ)の文字を記したものは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[41.100.02](#) 立体商標の識別力の審査に関する運用について

○[審判決要約集 \(第3条第1項第5号\)](#)